



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*1 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則 1

○ 告示

1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 1

2 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (") 2

3 " (") 2

4 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 2

5 紀の川土地改良区連合の役員の就任 (農業農村整備課) 4

6 公共測量の実施 (技術調査課) 4

7 " (") 4

8 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 5

*9 平成22年和歌山県告示第76号(和歌山県南紀スポーツセンター附属設備利用料金の額)の
廃止 (教育委員会) 5

○ 選挙管理委員会告示

1 政治団体の届出事項の異動の届出 5

○ 公告

都市計画の案の縦覧 (都市政策課) 6

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成25年1月8日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例施行規則(平成6年和歌山県教育委員会規則第21号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス	主たる対象とする障害	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限

			の 種 類	種 別				
3011500 216	それいゆ	有田市古江見74 番地の1	居宅介護・ 重度訪問介 護・同行援 護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	一心の郷株 式会社	有田市古江見74 番地の1	平成 24.12.1	平成 30.11.30

和歌山県告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3050100 415	親と子の広場・ アン	和歌山市土入25 -1	児童発達支援	特定非営利活動 法人きのくに子 どもNPO	和歌山市福島48 7	平成 25.1.1	平成 30.12.31

和歌山県告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3051000 044	橋本市立たんぼ ぼ園	橋本市柱本60-1	児童発達支援	橋本市	橋本市東家1丁 目1-1	平成 25.1.1	平成 30.12.31

和歌山県告示第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ打田店
和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後)

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社オー・エンターテイメント

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

株式会社パーティハウス

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

(変更後)

株式会社オー・エンターテイメント

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

株式会社パーティハウス

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

株式会社ドン・キホーテ

開店時刻 午前0時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前0時から午前0時まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設① 午前6時30分から午後8時まで

荷さばき施設② 午前6時30分から午後8時まで

(変更後)

荷さばき施設① 午前0時から午前0時まで

荷さばき施設② 午前6時30分から午後8時まで

4 変更する年月日

平成25年2月15日

5 変更する理由

小売業者の変更に伴い、営業時間、駐車場利用可能時間帯及び荷さばき可能時間帯を変更するため。

6 届出年月日

平成24年12月14日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年1月8日から平成25年5月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成24年11月26日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 西林武仁 伊都郡かつらぎ町大字大谷1082番地

理事 市川博司 伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1

理事 横地清己 和歌山市里220番地

理事 吉岡昭兒 紀の川市西井阪158番地

理事 和田敬視 和歌山市和田972番地

監事 林秀行 紀の川市古和田256番地

監事 阿部英之 和歌山市布施屋497番地

和歌山県告示第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基準点測量 路線測量 数値図化

2 作業期間 平成24年11月15日から平成25年3月19日まで

3 作業地域 和歌山市（一部）

和歌山県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき白浜町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（MMSによるデータ計測）

2 作業期間 平成24年12月21日から平成25年3月31日まで

3 作業地域 白浜町内の一部

和歌山県告示第8号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

狭間ノ谷（7-407-1-051）、道免谷（7-407-1-052）、滝の谷（7-407-1-053）、鬮野川-001（7-407-2-040）、鬮野川左支浜（7-407-2-041）、鬮野川-002（7-407-3-004）、鬮野川102（Ⅱ-70022）、鬮野川103（Ⅱ-70023）、鬮野川104（Ⅱ-70024）、鬮野川105（Ⅱ-70025）、鬮野川106（Ⅱ-70026）、橋杭（Ⅰ-1749）、鬮野川（1）（Ⅰ-4531）、鬮野川（2）（Ⅰ-4536）、鬮野川（201）（Ⅱ-7260）、鬮野川（202）（Ⅱ-7261）、鬮野川（203）（Ⅱ-7262）、鬮野川（204）（Ⅱ-7263）、鬮野川（205）（Ⅱ-7274）、鬮野川（206）（Ⅱ-7304）、鬮野川（107）（Ⅱ-70027）、鬮野川（108）（Ⅱ-70028）、鬮野川（109）（Ⅱ-70029）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示9号

平成22年和歌山県告示第76号（和歌山県南紀スポーツセンター附属設備利用料金の額）は、廃止する。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
尾和弘一後援会	政治団体の名称	尾和弘一後援会	市政に新風	平成24.10.22	政治団体	
民主党和歌山県第2区総支部	会計責任者	堀場明子	池田清吾	平成24.10.24	政党	
なおと会	会計責任者	堀場明子	池田清吾	平成24.10.24	政治団体	

いずみ正徳後援会	主たる事務所の所在地	田辺市神子浜2丁目23-12	田辺市本宮町伏拝983-2	平成 24. 10. 25	政治団体	
浜田勝裕後援会	代表者	吉田公章	田嶋勝右エ門	平成 24. 10. 29	政治団体	
ながのそういち後援会	代表者	長野享治	寺本恵	平成 24. 10. 30	政治団体	

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・6・111号黒江築地線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県海南市日方字池崎
変更する部分
和歌山県海南市黒江字市場町、城山
日方字城山、池ノ丁
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
平成25年1月10日から平成25年1月24日まで